

現場代理人の常駐義務緩和の措置について

令和7年4月から現場代理人の兼務を認める工事請負代金の基準額を下記のとおり変更いたします。

4,000万円未満（建築工事8,000万円未満）→4,500万円未満（建築工事は9,000万円未満）

（令和7年4月15日改正）

1 現場代理人の兼務を認める工事の要件

現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合であり、次の(1)又は(2)を満たす工事

- (1) 次のアからウの基準を全て満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。
 - ア 請負代金額が 4,500万円未満の工事であること。（建築工事は 9,000万円未満）
 - イ 工事場所が原則、留萌市内であること。
 - ウ 公共工事であること（他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。）。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の専任の主任技術者が管理できるとされた2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できるものとする。

2 現場代理人の兼務の条件

現場代理人を兼務する場合は、次の(1)、(2)の条件を満たすこと。

- (1) 発注者は現場代理人を兼任するそれぞれの工事に、受注者の社員等で確実に連絡が可能である連絡員を定め、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に配置させ、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。
- (2) 兼任する場合においても、それぞれの工事における現場代理人としての職務は適切に執行すること。

3 手続きの方法

現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結後に「現場代理人兼務届」（別記様式1号）を工事監督員へ提出し、工事監督員から「現場代理人兼務承認通知書」（別記様式第2号）の交付を受けてください。

4 現場代理人の兼務の取り消し

次のいずれかに該当した場合は、兼務を取り消すことがあります。

- (1) 予期しない事態が生じたため、現場代理人が兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 受注者が偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められた場合
- (3) 兼任配置した3工事現場において、施工管理体制が不十分と判断した場合

5 留意事項

- (1) 受注者は、兼務配置した工事現場の安全管理の不徹底による事故等が発生しないよう、より一層の安全管理と工程管理に努めること。
- (2) 現場代理人は、主任技術者を兼ねることができますが、建設業法に規定される主任技術者等の専任要件は従来どおり適用されます。建設業法違反とならないよう注意してください。

留萌市役所総務部契約課契約係
電話 42-1803（直通）

○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例（技術者を兼務している場合）

	事例1	事例2	事例3	事例4
技 術 者	〈監理技術者〉 下請5千万円以上 (建築8千万円以上)	〈主任技術者〉		
		非 専 任 4.5千万円未満の工事 (建築9千万円未満)	専 任 4.5千万円以上の工事 (建築9千万円以上)	建設業法施行令第 27条第2項に該当 (【参考】参照)
現場代理人	兼任不可	<u>兼任可</u>	兼任不可	<u>兼任可</u>

【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」(平成26年2月3日付け国交省通知)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、**令第27条第2項が適用**される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

※当該規定については、監理技術者には適用されません。